

1 記 載 の 順 序

申告書用紙（連結中間申告書及び連結確定申告書においてのみ使用されるものを除きます。）の左上部の①から⑥までの表示は次のことを意味しています。

- ①……別表四の「仮計 22」の記載を了する前に記載する表で、その結果を別表四の「加算」又は「減算」の各欄へ移記するものを示します。
- ②……別表四の「仮計 22」の記載を了した後に記載する表で、その結果を別表四の「23」又は「24」の各欄へ移記するものを示します。
- ③……別表四の「仮計 25」の記載を了した後に記載する表で、その結果を別表四の「26」から「32」までの各欄へ移記するものを示します。
- ④……別表四の「合計 33」の記載を了した後に記載する表で、その結果を別表四の「34」又は「35」の各欄へ移記するものを示します。
- ⑤……別表四の「差引計 37」の記載を了した後に記載する表で、その結果を別表四の「38」へ移記するものを示します。
- ⑥……別表四の「総計 39」の記載を了した後に記載する表で、その結果を別表四の「40」から「45」までの各欄へ移記するものを示します。

なお、同じ①と表示されたものの間では特に順序はありませんが、減価償却資産について圧縮記帳の適用を受ける場合には、その圧縮限度超過額は償却費として損金経理をしたものとして取り扱われますので、別表十三(一)～別表十三(十二)の圧縮記帳に関する明細書を別表十六(一)等の償却額の計算に関する明細書より先に記載する必要があります。